

臨床実習に係わる医師法の適用

※医師法第17条：医師でなければ、医業をなしてはならない。

- 「前川レポート」では、医師法で無免許医業罪がもたれている目的は患者の生命・身体の安全を保護することにあるため、医学生
の医行為も、その目的・手段・方法が、**社会通念から見て相当であり、医師の医行為と同程度の安全性が確保される限度**であれば
基本的に違法性はないと解釈できる。と整理されており、現状においてもこの考え方は妥当。

実施のための条件

①医学生に許容される 医行為の範囲の例示

- 医師養成の観点から、
医行為を2つに分類
 - 1) 医師養成の観点から臨床実習中に実施が開始されるべき医行為
(必須項目)
(例) 静脈採血、胃管挿入、皮膚縫合、超音波検査、処方・点滴のオーダー 等
 - 2) 医師養成の観点から臨床実習中に実施が開始されることが望ましい医行為
(推奨項目)
(例) 妊婦の診察、気管挿管等

②指導医による指導・監督

- 指導医によるきめ細やかな指導・監視
→ 医学生が医行為を実施していることを認識し、かつ、必要があれば直ちに制止・介入できる状況であり、医師の医行為と同程度の安全性を確保
- 指導医について
→ ・臨床研修制度における指導医
・専門医制度による基本領域の指導医
- 指導医の指示のもと、安全性が確保される状況であれば、専攻医・初期研修医が屋根瓦式指導を行うことは許容

③医学生の要件

- 臨床実習を行わせるに当たって事前に医学生を評価
- ・共用試験（CBT）の合格者
※ ただし、国における合格基準の設定などを含め、共用試験の公的な位置づけを行うことが望ましい
- 実際の患者に触れる前に、シミュレーション実習や医学生同士による実習などを取り入れなければならない

④患者等の同意

- 同意取得は、院内掲示のみではなく、口頭又は文書での同意が必要
- 患者等の同意は以下の取扱いとすることが妥当
 - 1) 医学生が行う医行為の範囲を示した上で「包括同意」を得る。
 - 2) 口頭で「包括同意」を得た場合には、その旨を診療録に記載。患者はこれを撤回する権利がある旨を説明。
 - 3) 例示に記載のないもののうち、例示されたものと同程度の侵襲度・難易度のものと各大学・実習施設で考え、臨床実習で取扱う医行為の範囲に含める場合には、個別説明が必要。
 - 4) 事前の同意取得が困難な場合には、事後、速やかに同意を取得することが望ましい。